

宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について 討論

賛成討論

秋田 裕三議員

本議案は国の方針に沿ったもので、いわゆる三位一体の税の改正部分を示し、市民にとって本当に必要な行政サービスを効率的に行う為、国税から地方税に税源移譲を行おうとするものです。日本全国の規模は国の試算では約3兆円の地方への移譲です。宍粟市はその一部に過ぎません。従来、国に収める所得税を低くし、市に収める住民税を一律に改正し、市に戻し、地方の自主財源確保を行おうとするものです。標準家庭の所得税と住民税と合算した納税者の負担合計は変わりません。国に収めるべきものの一部を市に戻した姿です。市の財源確保の観点から、本議案 第5号議案に賛成いたします。

反対討論

山根 昇議員

日本共産党議員団を代表して討論を行う。
国の制度改正によるものであるが、本市でも窓口相談や苦情が相ついでいることにみられるように高齢者へ4倍もの税負担となっている。老年者控除の廃止、公的年金等控除の改正によるものである。妻に対する均等割非課税措置の廃止、定率減税の見直しで、多くの市民が増税になる。所得税の課税になったり、介護保険料や国民健康保険料の引き上げにつながっている。自民・公明と党の小泉内閣の「改革」によるものである。国や自治体は、ムダな大型公共事業や官僚的行政機構の見直しが急がれる。

以上、主な点を指摘して反対討論とする。

工事契約締結案件

神戸小学校大規模改造工事（1期）に係る案件が上程可決されました。

工事内容 南校舎耐震工事（鉄骨ブレース補強8箇所・耐震スリット21箇所）
勾配屋根の新設・内外装工事・職員室と各教室を結ぶインターホン工事）

今議会では下記の意見書を提出しました。

- 発議第1号 真の地方分権を実現するための地方財政・地方交付税の改革を求める意見書
- 発議第2号 道路整備のための財源の安定的な確保を求める意見書
- 発議第3号 次期定数改善計画の早期策定及びその実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を求める意見書
- 発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利子制限法」「出資の受け入れ預かり金及び金利の取り締まりに関する法律」及び「貸し金業の規則等に関する法律」の改正を求める意見書

今回の発議4件のうち、発議第3号及び第4号は各種団体より請願として議会に提出されたものを採択したものであり発議第1号及び第2号は議員発議としていずれも政府等関係機関に提出するものです。いずれも可決されました。